

# 育児休業制度を賢く活用して、子育てを楽しもう!

すくすく育つわが子の成長は、とても楽しみです。でも、仕事との両立で悩んでいる方も多いことでしょう。そんなママやパパをサポートするために、さまざまな育児休業制度が用意されています。自分自身に適した制度をぜひ活用してください!

**Q.**  
育児休業を取りたいのだけれど…。

**A.** 育児休業制度を活用すれば、お子さんが3歳になるまで休業できます。

職場のみんなに迷惑をかけてしまう! 復職してもポストがないのでは? 休業中は、代替要員も雇用できますから、そんな心配は不要です。休業中、給与は支給されませんが、育児休業給付金が子どもが1歳になるまで支給されます。子育てを思う存分楽しんで、リフレッシュしてから復職してください!

**Q.**  
部分休業って何?

**A.** お子さんの小学校就学まで、始業時と終業時に合わせて2時間(授乳・送迎のための特別休暇と合わせて)休業できる制度です。

お弁当を作りたいけど、時間に余裕がなくて…。保育園に迎えに行かなきゃいけないけれど…。子育て中なら、誰もが経験する悩みですよ。そんな時は、部分休業制度を利用してみては? 休業時間分は給与が減額されますが、それも育児期間中だけのこと。かけがえのないお子さんのために、ぜひ、活用してください!

**Q.**  
育児短時間勤務制度は、どんな制度?

**A.** お子さんの小学校就学まで、次の5パターンからお選びいただけます。

- ①1日3時間55分勤務
  - ②1日4時間55分勤務
  - ③週3回7時間45分勤務
  - ④1日5時間55分勤務(平成22年4月施行予定)
  - ⑤週3日のうち2日は1日7時間45分、1日は3時間55分勤務
- 期間中、代替要員も雇用できます。給与は時間に応じて減額されます。自分自身の子育てプランに合わせて、お選びください。

※育児休業制度は、雇用形態、勤務時間によって異なります。詳細は、各部署庶務担当にお問い合わせください。